

# 豊前市立角田小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日改訂

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」、並びに「福岡県いじめ防止基本方針」(平成30年2月16日改訂)等を踏まえ、『いじめをしない、させない、みのがさない』の考えを基盤に、以下の通り、いじめを生まない学校づくりをめざす。

## 【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法」第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

**いじめ防止対策委員会**(校長、教頭、主幹教諭(生徒指導)、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任等。必要に応じ、スクールカウンセラー・サポーター、スクールソーシャルワーカー、校区教育協議会員等を入れ対応)

※事案発生時及び必要に応じて委員会を開催する。ただし、小規模校という本校の実態から、基本的には全教職員で事案に対応する。

**児童理解会議**(月1回全教職員で問題傾向を有する児童や気になる児童についての現状や指導についての情報交換、及び指導の共通理解のための話し合い)

### 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組みについて

(別表参照)

### 4 教職員の資質の向上に必要な職員研修について

(年間指導計画参照)

### 5 教育委員会や関係機関との連携

#### (1) 教育委員会との連携

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。

これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

#### (2) 角田中学校区教育・学校運営協議会との連携

角田中学校区教育・学校運営協議会との緊密な連絡・調整を図り、学校の指導への理解や、地域でのいじめ防止への協力を仰ぐ。

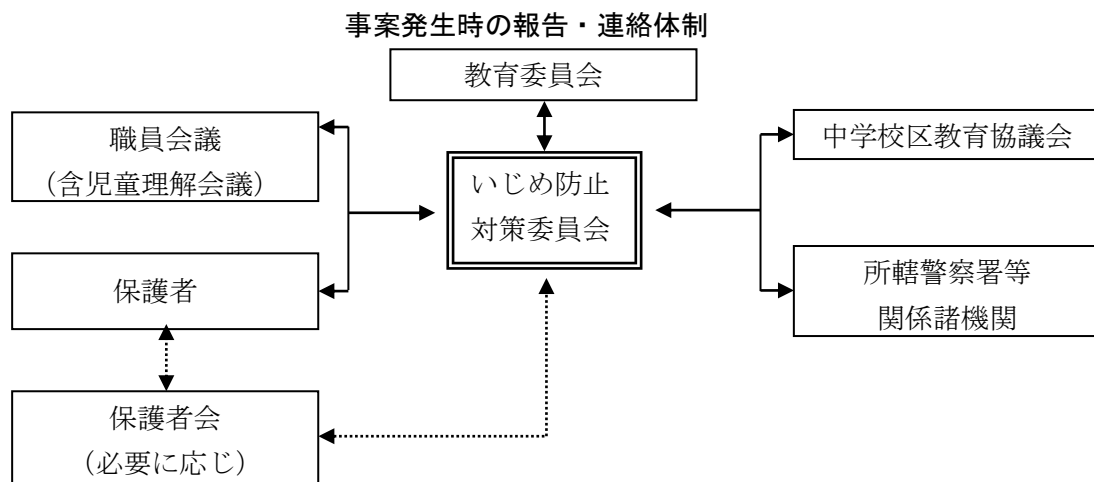
- 登下校時をふくめ、普段の様子観察や声かけ
- 気になる子どもへの声かけと学校・保護者への連絡

(3) 所轄警察署との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。



7 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

そして、下記のような児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(1) 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・体育科や音楽科等での合同学習等異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える特別活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

(2) 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(別表)

	学校全体での取り組み (児童にかかわること)		保護者にかかわること (学校→保護者→子ども)
1 いじめ未然防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。</li> <li>○「道徳ノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。</li> <li>○正しい判断力を身に付けさせる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○進んで奉仕体験活動に取り組みさせる。(主として各担任)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し、大切に扱うように育てる。</li> <li>○携帯電話やインターネットを使うマナーやルール作りを行う。</li> <li>○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。</li> <li>○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。(主として保護者、啓発は校長・教頭)</li> </ul>
2 いじめの早期発見に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</li> <li>○毎月の生活アンケートや学期毎のいじめアンケートや個人面談やアンケートで児童から情報を収集する。休み時間や放課後等の児童との遊びや会話を利用したりして、気になる児童の早期把握を図る。</li> <li>○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。</li> <li>○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。(主として各担任・生徒指導担当)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとの会話をできるだけ多くする。</li> <li>○服装等の汚れや乱れに気を配る。</li> <li>○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。</li> <li>○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。</li> <li>○子どもの交友関係を把握しておく。(主として保護者、啓発は校長・教頭)</li> </ul>
3 いじめの早期対応に関すること	① 身体的・金銭的被害を伴わない場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○命を守ることが最優先課題であることの確認。</li> <li>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらおう。(いじめ防止対策委員会)</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。(いじめ防止対策委員会)</li> </ul>

	いじめ た側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</p> <p>○教育委員会、カウンセラー、教育相談等関係諸機関と連携をとる。</p> <p>(いじめ防止対策委員会)</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</p> <p>(いじめ防止対策委員会)</p>
② 身体的・金銭的被害を伴う場合	いじめ られた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的・金銭的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見回りだけでなく、必要に応じいじめた側の行動に制限を加え、被害を絶つ体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>(いじめ防止対策委員会)</p>	<p>○命を守ることが最優先課題であることの確認。</p> <p>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらおう。</p> <p>○いじめの被害の程度によっては、警察等との連携もあることを伝える。</p> <p>(いじめ防止対策委員会)</p>
	いじめ た側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○加害児童に程度に応じた適切な懲戒を加える。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</p> <p>○教育委員会、カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。</p> <p>(いじめ防止対策委員会)</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</p> <p>○被害の程度によっては、警察等との連携もやむを得ないことへの理解と協力を求める。</p> <p>(いじめ防止対策委員会)</p>